

茨木市内部通報制度について

市が行っている事務事業について法令違反等があると考えられる場合は、内部通報相談員に相談又は通報することができます。

通報に関する秘密は守られ、内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

通報に基づく調査結果や是正措置の内容は、通報者にお知らせします。

通報者の範囲

- ① 職員（非常勤嘱託員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び消防団員を含む。）
- ② 市に派遣されている派遣労働者
- ③ 市の施設の管理を行う指定管理者の役員及び業務従事者
- ④ 市の事務事業の受託・請負業者の役員及び業務従事者
- ⑤ ①から④に掲げる者であった者
- ⑥ その他市の法令等の順守を確保する上で必要と認められる者

通報の対象となる事項

- ① 市の事務事業において、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実が生じている（生じようとしている）旨
- ② その他市の事務事業に係る不当な事実が生じている（生じようとしている）旨

相談・通報窓口

法務コンプライアンス課の職員が内部通報相談員として、相談・通報を受けます。

相談・通報先

茨木市 総務部 法務コンプライアンス課
【TEL】 072-622-8121（内線2149）
※内線番号は、相談・通報専用ダイヤルです。
【E-mail】 houmu@city.ibaraki.lg.jp
【郵送先】 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

※法務コンプライアンス課に係る相談・通報については、人事課の職員が内部通報相談員となります。

通報に当たって

- 氏名、所属及び連絡先を明らかにしてください。
※通報に係る事実を客観的に証明することができる資料が添付されている場合は、匿名での通報も可能ですが、連絡先が明らかでないときは、調査結果や是正措置の内容をお知らせすることはできません。
- 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正な目的のための通報は、本制度の対象となりません。
- 原則、通報のあった事案についての調査は、市の職員を構成員とする「内部通報調査委員会」が行います。